



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 井 上 裕 貴
幹 事 中 谷 徹 雄 会 報 委 員 長 大 原 文

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2228

2015-4-24

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

LIGHT UP ROTARY ロータリーに輝きを

2014-2015年度国際ロータリー会長 ゲイリー C.K. ホアン

本日の例会) 4月24日(第4例会)

- 新会員入会式 池宮 真氏(ホテル)
- 卓話 「タクシーの配車」
富士通テン販売(株)通信営業部
関西・西日本販売グループ 橋本悟志氏
(岡部倫正会員担当)

次週のお知らせ) 5月1日(第1例会)

休 会

次々週のお知らせ) 5月8日(第2例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
- お祝・喜寿 誕生日 結婚記念日 入会記念日
会社創立記念日
- 卓話 「砂糖について III」
I・IIに続き一般の方々から砂糖について
思い込まれている間違った知識を少しでも
払拭したいと思います。
村上武史会員
- 理事会 11:30 ~ 12:10
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- 食膳 <日本料理 松花堂弁当>

先週④の記録) 4月17日(第3例会)

- 出席報告
出席会員 38名 (内免除会員 9名)
会員総数 49名 (同上 16名)
ゲスト 1名
ビジター 1名

計 40名

ホームクラブ出席率 90.48%

4月3日(第1例会) 補正出席率 97.73% (MU 7名)

- ゲスト&ビジター (敬称略)
大地備元 (大阪難波RC)
ヌル イザトウール ビンティ イスマイル
(米山奨学生)

◆会長挨拶◆

4月11日に次年度南賀会長・幹事はじめ主要委員会の委員長と地区研修・協議会に参加してきました。立野次年度地区ガバナーよりラビンラドン国際ロータリー次年度会長の方針と地区次年度方針を聞きました。地区研修・協議会は地区ガバナー・エレクトが毎年3月から5月の間に実施する会議で各クラブの会長エレクトがPETS(会長エレクト研修セミナー)での研修を土台として責務について学ぶと共に時期リーダー全員で次年度の目標をさらに練り上げる場です。本会議と部門別協議会で構成されます。また、先週の例会に香港島東RCの会長エレクト William Wong 御夫妻がお見えになり、ご丁寧な礼状を頂きました。

◆幹事報告◆

- 地区より『第二回クラブ職業奉仕新旧委員長会議のご案内』が来ています。
小林職業奉仕委員長に回付します。
- 交換留学生の久松秀太郎君から月例報告が来ています。
会員の皆さんに回覧致します。

◆地区より委嘱状◆

岡部(泰)会員へ2660地区2015-2016年度 危機管理委員会顧問及び地区研修サブリーダーの委嘱状が届いています。

西谷会員、岡部(倫)会員へ米山奨学生カウンセラー委嘱状が届いています。



▲岡部(泰)会員へ2660地区2015-2016年度 危機管理委員会顧問及び地区研修サブリーダー委嘱状授与

4月は雑誌月間です!!

卓話

4月17日 <第3例会>

「A patient II」



佐々木正治郎会員
昭和21年制定された日本国憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められている。衛生関係法規の根本はこの条文によって、医療法や医療関係者の資格法等を定める医事法規などが含まれる。疾病に罹患し、或いは障害に出あい、医療従事者のお世話にならずに逝くものはまずいない。我が国の近代看護は、昭和23年に制定され、昭和26年に大幅改正された保健婦助産婦看護婦法による。保健婦助産婦看護婦法は、その後平成13年に法律名称が変わり保健師助産師看護師法（保助看法）となったが助産師は女子である。保健師、助産師、看護師の資質を向上させ医療及び公衆衛生の普及向上を目的とし、看護職の身分を定め、社会における位置付を明確にし、免許は一般には許されない行為を特定の場合許すものであり、免許を得るための条件を定め、質の高い看護職を目指し、専門職として位置付けられた反面、各自の専門性が問われる。看護実践においては、患者に対して「善行を行い、決して害を与えない」を心得とするも、これは常に破られるものである事を認識している事も重要であり、安全管理を旨としながらも一方で危機管理を意識する必要がある。看護の質は、実践される看護技術の質に左右され、看護技術は看護実践の中核であり目的をもった看護行為として実施される事から一つ一つの看護技術が問われる事になる。看護の質を保証する為の危機管理は看護技術を実施する際の自己技術に対するリスクの認識とそれに基づく自覚の行動である。看護技術は実施する者が確かな技術に裏打ちされた技術力を身に付ける必要があるが、それで充分では無く、行う技術は受ける患者に実施されるものであり、相手によっては成果を生み出す為に創造的実践が必要となるかもしれない。医療に於ける危機管理は、医療の質の確保を目的とし、事故発生の未然の防止と同時に、発生した事故に対しては速やかに処理し損失を最小限に止める事である。医師、看護師、薬剤師による患者誤認事

故等があり、人間は事故を起こすものという事を前提として個人及びシステムによるエラーチェック機能を強化し事故を未然に防止する事が重要であろう。昭和26年に起きた国立鯖江病院事件をきっかけに法律上、看護婦の「静脈注射」は看護婦の業務の範囲を超えるものと解釈されていた。しかし、看護婦が実施している現場が多いという理由から平成14年7月24日に厚生労働省で開かれた「新たな看護のあり方に関する検討会」において、「看護師等による静脈注射は診療の補助行為の範疇である」という見解が表明され、厚生労働省の法解釈の変更がなされた。でも、われわれ患者は医師の指示による看護師の「静脈注射や与薬」を受けてきて今日に至っている。法解釈の変更にとともなう法改正はまだなされていないが、日本看護協会ではただちにこれを受けて「静脈注射の実施に関する検討プロジェクト」を設置し、安全な静脈注射の実施を目指して「静脈注射の実施に関する指針」を作成している。

兵庫医療大学副学長 佐藤禮子看護学部教授の講義より

にこにこ箱

4月17日 (第3例会)

- 先週、香港島東RCのウイリアムさんご夫妻歓迎で、岡倉さん、岡部(泰)さん、大変お世話になりました。
井上会員・中谷(徹)会員・境会員・梅崎会員
- 卓話当番です。よろしくお願ひします。
佐々木会員
- 武田会員、CDありがとうございました。
中谷(佳)会員
- 先日の家族会、大変お世話になりました。
中谷佳正会員はじめ親睦・出席委員会の皆様ありがとうございました。
また、親睦・出席委員会や武田会員から写真をいただきありがとうございました。
尾崎会員
- 会報編集で一部ミスがあり、混乱を招きましたことお詫び申し上げます。
大原会員・岡部(倫)会員
- 先日の何佳芳さんを囲む会での会費残金をニコニコさせていただきます。
何佳芳さんを囲む会参加者一同
- お祝い1件 早退お詫び1件

(編集担当 岡部(倫)・武田)